

水銀に関する水俣条約 第1回締約国会議 (COP1) 開催

環境省環境保健部水銀対策推進室

2017年8月に「水銀に関する水俣条約」が発効した。水銀は、昔からさまざまな用途に利用されてきたが、健康や環境への毒性が強く、また、環境中に排出されると分解されず地球上（大気・水・土壌など）を循環することから、数次の国際交渉を経て2013年に「水銀に関する水俣条約」が制定された。

この条約は、水銀の供給・使用から排出・廃棄に至るライフサイクルにわたって国際的に規制するもので、「水俣条約」の名称には、有機水銀により引き起こされた水俣病のような被害を二度と繰り返してはならない、という決意が込められている。

現在、水銀の需要量は日本ではピーク時の1%未満にまで減少したが、世界では依然として約4,700トンの水銀が利用されている（2015年時点、UNEP報告2017）。これは、途上国を中心に、小規模金採掘における水銀消費や化学工業プロセスにおける水銀利用が多いこと等による。今後は、途上国を含む多くの国の水俣条約への参加を促すとともに、条約の着実な実施



COP1ハイレベル・セグメントにて中川環境大臣

を確保するための取組が極めて重要である。

2017年9月末には、水俣条約の「締約国会議第一回会合（COP1）」がジュネーブで開催され、約150カ国から、閣僚級を含む約1,200名が参加した。

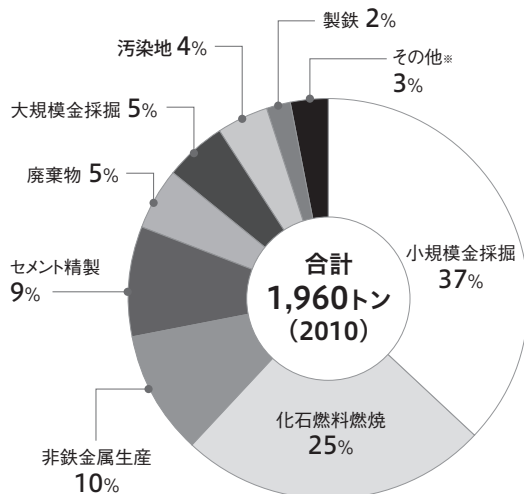
会議では、水俣条約の実施に向けて、①条約の実施状況の報告の頻度や様式、水銀規制に関する技術的な事項や、②事務局の組織体制、予算等の条約の運営に関する事項について議論が行われた。

またハイレベル・セグメントでは、中川環境大臣をはじめ各国閣僚級による演説が行われ、全ての関係主体が連携すること、ライフサイクル全体で水銀排出を削減すること等の重要性を強調した「Key take-home messages」が議長によりとりまとめられた。

このほか「水俣に思いを捧げる時間」と題した特別イベントには、西田水俣市長や胎児性水俣病患者の坂本しのぶさん等が参加し、水銀問題の原点である水俣病に思いを寄せるとともに、世界の水銀対策への決意を新たにした。

日本は、水俣病を経験した国として条約の実施段階においても、その知見を活用した貢献を行うこととしている。

世界における水銀大気排出量 (2010年)



※塩素アルカリ工業(1%)水銀鉱山(1%)石油精製(1%)歯科用アマルガム(<1%)
出典1: UNEP Global Mercury Assessment 2013 (2013)